

事務連絡
令和4年8月10日

介護サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出について（通知）

令和4年度介護報酬改定に伴い、令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等加算」という。）が創設されます。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、職員の皆さまの処遇向上のため、積極的な取得をお願いします。

記

1. 対象事業所

令和4年度にベースアップ等加算を算定する事業所

2. 取得要件

- 介護職員処遇改善加算 I～III のいずれかを取得していること。
- 加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃金改善の合計額の2/3以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること。
- ※ 介護職員処遇改善加算を未取得の場合は、ベースアップ等加算と同時に介護職員処遇改善加算に係る計画書の届出を行うことにより、算定することが可能です。

3. 提出期限（令和4年10月から算定希望の場合）

令和4年8月31日（水）（必着）

※ 締切間際は大変混雑しますので、余裕をもってご対応ください。

※ 上記提出期限を過ぎた場合には、**令和4年10月からの算定は認められません。**

4. 提出書類（既に処遇改善加算を取得済みで、今回はベースアップ等加算のみ届け出る場合）

- ① 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書（別紙様式2-1）
- ② 介護職員等ベースアップ等支援加算計画書（施設・事業所別個票）（別紙様式2-4）

※ **作成の際には必ず記入要領及び記入例を熟読ください。**

※ ベースアップ等加算のみを届け出る場合には、**別紙様式2-3及び2-4は入力不要**です。

※ 作成の際は「基本情報入力シート → 様式2-4 → 様式2-1」の順に作成してください。

※ 届出様式は、福岡市ホームページよりダウンロードできます。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き > 介護職員処遇改善加算の届出等について > 2 届出

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010302_2.html

なお、以下の書類については、**本市から求めがあった場合には、速やかに提出すること**となっておりますので、事業所において、書類の整備・保管を徹底してください。

- 就業規則及び賃金規定
- 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系
- 昇給の仕組みについて明文化した書面
- 必要な加算を取得していることが分かる書類

5. 提出先

下記の提出専用メールアドレス宛に計画書データを送信してください。

※計画書データは、**必ずExcel形式のままメール添付し**、送信してください。

<提出専用メールアドレス>

ssb@aso-education.co.jp

<提出ファイル名>

【(法人名または事業所名)】ベースアップ等加算計画書 (高齢)

<メール件名>

【(法人名または事業所名)】ベースアップ等加算 (高齢) の計画届出について

<本文記載内容>

法人名または事業所名、担当者、連絡先 (電話番号) を記載すること。

- ※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社へ委託しています。
- ※ **当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しません**のでご了承ください。
- ※ **件数が多いためメールの受信確認に対する回答は受け付けません**ので、ご了承ください。
- ※ 提出期限内に、データの差替・添付ミス等により、メールの再送信をする場合には、メール件名の先頭に「再送信」と記載してください。

6. 届出・内容に関する質問等について

質問等は、**専用入力フォーム** (下記参照) から入力してください。

- ※ **電話・メールでの問い合わせは受け付けません**ので、ご了承ください。
- ※ 回答までにお時間をいただくことがあります。

【質問専用入力フォーム 掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き
> 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出等について
> 2 届出 > (2) 質問

- ※ Microsoft Forms を使用して入力フォームを作成しています。
入力フォームが表示されない場合、「forms.office.com」と表示された箇所をクリックすると入力フォームに遷移します。
- ※ 質問への回答は入力があったメールアドレス宛に送信します。

7. 留意事項

- ・本加算の計画書等の提出にあたっては『介護保険最新情報Vol. 1082「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定

処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について』を必ずご一読の上、本加算制度の趣旨・内容を理解した上で提出ください。

- ・ **介護職員処遇改善加算を未取得の事業所で、ベースアップ等加算を取得しようとする事業所については、介護職員処遇改善加算の届出も合わせて行ってください。**
- ・ 複数の事業所をまとめて届け出る場合において、**福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても届出が必要**になります。
 - ※ **福岡市から指定を受けている事業所**で算定希望の場合は、必ず、別紙様式2-4 施設・事業所別個表の**指定権者欄に「福岡市」と記載**してください。**記載内容を誤っている場合、または、記載漏れがある場合には、算定できませんので、ご注意ください。**
 - ※ **予防サービス（総合事業を含む）**については、記載例で示している通り、**別に行を分けて記載する**必要があります。**行を分けて記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。**
- ・ 複数の事業所をまとめて届け出る法人において、令和4年11月以降に新たに事業所を開設する場合には、**新規事業所**に関しては、別紙様式2-4に掲載せず、新規事業所申請の際に別途届出を行って下さい。
- ・ 今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。
 - ① **指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。**
 - ② **計画書への虚偽記載**（算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を行うなど）**や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。**

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
在宅指導係 TEL：092-711-4257
施設指導係 TEL：092-711-4319